# 鹿児島県公報

令和2年9月15日(火)第141号



示

発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

○保安林の指定の解除予定

- (森づくり推進課取扱い) 1
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定(3件) (障害福祉課取扱い) 1

告

- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定
- ○道路の区域の変更(2件)

(道路維持課取扱い) 3

(水産振興課取扱い) 3

○道路の供用の開始

- (道路維持課取扱い) 4
- ○都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更(3件)(都市計画課取扱い)4

- ○公募によらない指定管理者の候補者選定の公告(2件)(青少年男女共同参画課取扱い)5
  - (農産園芸課取扱い) 5

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 5

#### 告 示

#### 鹿児島県告示第834号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により,次のとおり保安林の指定 を解除する予定である。

令和2年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
  - 南九州市川辺町野崎字中野西8296番7・8298番1・8301番(以上3筆について次の図に示 す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
  - 水源の涵養
- 3 解除の理由
  - 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所 に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第835号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和2年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

	病院又	ま診療所	指定年月	自立支援医療
名	称	所 在 地	日	の種類
大山病院		志布志市志布志町夏井1212-	令和2年	精神通院医療
		1	9月1日	

#### 鹿児島県告示第836号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和2年9月15日

鹿児	島県知事	重 佐	田康一

薬	局	指定年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
阪神調剤薬局日置店	日置市伊集院町妙円寺一丁目	令和2年	精神通院医療
	1 - 6	9月1日	
こころ調剤薬局	薩摩川内市東開聞町6番20号	令和2年	精神通院医療
		9月1日	
ゆい薬局	鹿屋市輝北町市成字喜入塚	令和2年	精神通院医療
	2144 — 3	9月1日	

#### 鹿児島県告示第837号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和2年9月15日

鹿児.	島県知事	塩田康一

			7070	四ノハハロチ	- III   14 / 4/
	事業者,指定居 業者又は指定介 ス事業者	事業	<b>美</b> 所	指定年月	自立支援医療
名称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	日	の種類
株式会社やさ	東京都目黒区	訪問看護かえ	鹿児島市山之	令和2年	精神通院医療
しい手	大橋二丁目24	りえ山之口	口町6-10国	9月1日	
	番3号		東内科クリニ		
			ック 3 階		
有限会社文月	姶良市加治木	訪問看護ステ	姶良市加治木	令和2年	精神通院医療
会	町西別府2820	ーションぷら	町木田2764番	9月1日	
	番地3	す	1		
医療法人社団	肝属郡肝付町	医療法人社団	肝属郡肝付町	令和2年	精神通院医療
春陽会	新富485	春陽会高山訪	新富550-1	9月1日	
		問看護ステー			
		ションたんぽ			
		ぽ			

### 鹿児島県告示第838号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年9月15日

鹿児.	色 但	知 重	塩田康一

薬	局	更新年月	自立支援医療
名 称	所 在 地	日	の種類

セオ薬局かもいけ調剤	鹿児島市鴨池一丁目55番10号	令和2年	精神通院医療
		9月1日	
緑調剤薬局串木野店	いちき串木野市昭和通276	令和2年	精神通院医療
		9月1日	
とまと薬局串木野店	いちき串木野市元町153番	令和2年	精神通院医療
		9月1日	
かりん薬局	出水市向江町12番38号	令和2年	精神通院医療
		9月1日	
三井調剤薬局根占店	肝属郡南大隅町根占川北1725	令和2年	精神通院医療
	番地 2	9月1日	
白百合調剤薬局	大島郡和泊町和泊字東風平	令和2年	精神通院医療
	531番地	9月1日	

#### 鹿児島県告示第839号

熊毛郡中種子町坂井5986番地67 浜崎一成及び熊毛郡中種子町坂井5986番地20 園田行夫からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和2年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 区域及び区分

- 1 区域 中種子町区域 (熊毛郡中種子町の地区)
- 2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業

#### 鹿児島県告示第840号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,令和2年9月15日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

										鹿児島県知事	塩田康一
道路		1.5						<b></b>	変更	敷地の幅員	敷地の延長
$\mathcal{O}$	路	線	名	変	更	$\mathcal{O}$	区	間	前後	(メートル)	(メートル)
種類									の別		
国道	2235	<del>-</del>		霧島市	牧園	町宿	窪田	字岩崎	前	21.7~23.9	44. 5
				2129番	4 地	先か	ら21	29番 2	後	19.5~23.9	44. 5
				地先ま	で						

#### 鹿児島県告示第841号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年9月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

										<b></b>	温田康一
道路	пb	<b>∕</b> •∺	<i>h</i>	-1-	<b>.</b>	6	1	нн	変更	敷地の幅員	敷地の延長

の種類	路	線	名	変	更	Ø	区	間	前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	Ì
国道	269년	<u>ユ</u>		志布志	市有	明町	山重	字白渡	前	19.1~26.1	67. 3	ì
				11341番	9 1	也先;	から	同市有	後	20.3~37.1	67. 3	ì

	明町山重字細工谷11447番		
	11地先まで		

#### 鹿児島県告示第842号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年9月15日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

道路					供用開始
$\mathcal{O}$	路	線	名	供用開始の区間	の期日
種類					り 朔 日
国道	269号			志布志市有明町山重字白渡11341番9地先から同市	令和2年
				有明町山重字細工谷11447番11地先まで	9月15日

#### 鹿児島県告示第843号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

1 都市計画の種類

東市来都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

東市来都市計画区域

#### 鹿児島県告示第844号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

1 都市計画の種類

伊集院都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

伊集院都市計画区域

#### 鹿児島県告示第845号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

1 都市計画の種類

吹上都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

吹上都市計画区域

## 公告

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、 次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和2年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

鹿児島県青少年会館(以下「青少年会館」という。)

2 公の施設の所在地

鹿児島市鴨池新町1番8号

- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
  - (1) 青少年会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (2) 青少年会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
  - (3) 青少年会館の施設及び設備の利用に係る料金に関する業務
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、青少年会館の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

5 適用条文

鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

.....

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、 次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和2年9月15日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

フラワーパークかごしま(以下「フラワーパーク」という。)

2 公の施設の所在地

指宿市山川岡児ヶ水1611番地

- 3 指定管理者に行わせる業務の範囲
  - (1) フラワーパークの施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (2) フラワーパークの利用に係る料金に関する業務
  - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、フラワーパークの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

5 適用条文

鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

## 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第96号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している

と認めた。

令和2年9月15日

## 鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	Sパチスロ哲也 6.1 DSS	株式会社大一商会	0S0783
回胴式遊技機	S花の慶次~武威~EP	株式会社EXCITE	0S0584